

## 第29回京都地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成25年12月19日午後3時00分から午後5時00分まで

### 2 場所

京都地方裁判所会議室

### 3 出席者

(委員)

川崎友巳，塩田展康，内藤和世，西山明己，三木澄子，村上和也，藪内直治，池上哲朗，小弓場文彦，並木正男，佐藤明

(事務担当者等)

正木勝彦，秋篠捷雄，稲葉英人，八島一美，尾崎清秀，吉田進，藤木義裕，林誠治郎，谷村延之

### 4 議題

民事調停の活用について

### 5 議事

#### (1) 開会

#### (2) 委員異動報告及び新任委員あいさつ

#### (3) 新委員長選出等

##### ア 委員長の選任

委員の互選により，並木正男委員が委員長に選出された。

##### イ 委員長代理の指名

委員長は，佐藤明委員を委員長代理に指名した。

#### (4) 委員長あいさつ

#### (5) 議事

ア 民事調停手続説明

イ 意見交換

《発言者；■＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者》

- 本日は、民事調停手続をより活用していただくための方策について、意見交換をしていただきたいが、三つのテーマで御意見を頂戴したい。一つは調停手続に使用する裁判所の設備面、二つ目は民事調停をより利用しやすくするための方策、そして三つ目は調停制度利用促進のための広報についてです。
- 三点質問したい。まずは、平成16年をピークにして民事調停、特定調停の件数が激減している理由として、多重債務者の減少以外に要因はないのか。  
次に、広報活動として、リーフレット等を様々な機関に配布しているとの説明があったが、いかに不特定多数の方に制度を周知するかというのが大きなカギとなると思われる。具体的にはどのような機関に配布しているのか。  
最後に、無料調停相談会の活動の広報は、どのようにされているのか。
- 事件数が激減した大きな要因としては、特定調停事件の解決が図れたことにあると分析している。その他の民事調停事件の利用件数は、横ばい傾向で推移しているというのが現状であり、この理由としては、いろいろ考えられるが、国民のみなさんの権利意識が強くなり、話し合いでの解決ではなく、判決を求めるようになってきているということも考えられる。
- パンフレット等の配布先は、弁護士会、司法書士会、大学等であり、いずれも会員や学生への配布及び事務局等への備置きを依頼している。
- 調停委員の中には大学の先生方もいるので、その方が学生支援課等の窓口に向いて、制度等の説明を行った上で学生への配布を依頼しており、学習用としてではなく、学生自身が当事者となった場合を想定して配布している。その結果、調停制度の利用が増えてきているので、一定、広報活動の効果は出ていると考えている。

無料調停相談会開催のチラシやポスターについては、区役所、地下鉄の駅

構内に備置きや掲示を依頼している。今後は、さらに掲示してもらえる箇所を増やしていきたいと考えている。

- 広報活動に関して、裁判所から御依頼があれば御協力できるよう検討する。
- 消費者センターには、最高裁判所が作成したパンフレットは送付されてくるが、今回、お配りいただいたチラシの配布はない。非常に分かりやすいので、区役所だけではなく、市役所等の窓口への備置きも働きかけてはいいか。
- 特定調停事件が激減している背景事情の一つとして、平成18年に最高裁判所において、いわゆるグレーゾーンといわれる利息を元本に充当するとの判決が出されたことが挙げられる。この判決により、自分の債務を整理するために簡易裁判所の特定調停を利用している多重債務者の相当数が、逆に金融会社に対して、過払金を請求する権利を有することになり、過払金返還を求めて裁判所に訴訟を提起するようになった。

このようなことから、過払金返還請求訴訟が増加する一方で、簡易裁判所の特定調停の事件数が減少することになったと思われる。

- 民事調停事件の減少傾向に、民間ADRの利用は影響していないのか。
- 様々なADRが増えてきていることは理解しているが、そのことが調停事件数の減少に影響しているとは考えていない。
- 専門的な分野に関しては、ADRの利用は増えてきていることは間違いないが、絶対数から言うと民間型のADRの割合はそこまで大きくなっていないというのが現状と言えるのではないか。
- 裁判所には初めて訪れたが、庁舎に入ったときに、すぐに目的の場所が分かるようなサイン等があってもよいのではないかと感じた。

手続を利用する際、受付には他の来庁者もおり、自分の会話も簡単に聞かれかねない状況であり、プライバシーが守られるのかと不安に感じた。
- 最近では、継続的に取引のある相手との間で訴訟となるケースも増えてきて

いる。継続的に取引のある相手との間で訴訟をするのは、非常に慎重にならざるを得ない。企業としては、角の立つ訴訟ではなく、仮に紛争が最終的に解決できなかったとしても民事調停で解決したいというニーズはあるので、企業にとって民事調停に対する期待は高い。

企業間の瑕疵担保責任や製造物責任というような紛争形態についても民事調停は十分活用できると考えており、企業としては期待している。

設備面については、最初に行くべき場所が分かりやすいサインは準備すべきと思う。

民事調停協会がいろいろ広報活動に取り組んでいるということは理解できたが、裁判所自身ももっと広報に力を入れるべきではないか。調停制度は良い制度だと思うので、裁判所と民事調停協会が連携して広報活動に力を入れてもらいたい。

- 待合室の設備面についてであるが、利用者の心が落ち着くように何かしらの工夫はできないか。
- 利用者は非常に緊張していると思うので、待合室にBGMを流すなどはいかがか。また、待合室の室内が少し殺風景に感じたので、観葉植物や花を飾るなどの工夫をしてはどうか。
- 裁判所としては、華美な飾り付けをするのは難しいが、参考にさせていただく。
- 京都府北部地域の土地柄と思われるが、問題が発生しても人と人との繋がりによって解決していることが多く、民事調停の制度を利用して問題を解決したという事例は耳にしたことがない。それは民事調停に対する認識が低いのが原因であると思われるので、京都市内のみではなく北部地域への広報活動も是非お願いしたい。
- 広報活動の成功の指標として、事件数の増加やイベントの参加人数を参考とすることは理解できるが、そもそも民事調停の事件数を増やす必要性はあ

るのか。事件数を増やすことが重要なのではなく、国民の民事調停制度に対する認知度を高めることが重要なのではないか。地方裁判所や各民事調停協会の広報活動は、この認知度を高めるための働きかけとして行うべきで、それこそ最高裁判所が行うなど全国的な働きかけも必要なのではないか。

認知度を上げることが重要であり、事件数がさほど増えなくてもマイナス評価をすることはない。

- 訴訟事件の中には、民事調停事件の利用が適当と思われる事件がある。

裁判所を利用する方は、裁判所の判断を得たいという思いがあるだろうから、調停においてきちんと事実認定を行い、裁判所の判断を調停案として示すという調停機能の強化に力を入れている。

- 訴訟手続の中でこの事件は調停の方が適当と思われる場合、訴訟を止めて調停を促すということは制度上できないのか。

- 付調停という制度がある。これは、訴訟手続中に調停の方がふさわしいと裁判官が判断した場合、訴訟を一時中止して、調停に付することができるというものである。調停が成立すれば事件はそれで解決し、訴訟も終了するというものである。調停が不成立となった場合には、一時中止していた訴訟が再開されることになる。この制度の活用にも取り組んでいるところである。

- 調停委員の技量を高めるための方策をお聞きしたい。

- まず、不動産鑑定士や土地家屋調査士、医師など専門的な知識や資格を持った調停委員の選任が重要と考えており、その選任に力を入れているところである。

次に、調停委員になった後の研修制度であるが、裁判所が行う研修、調停委員が自主的に行う研修にかかわらず、調停委員だけではなく裁判官も参加し、研修に対して非常に力を入れているところである。

- 米国のヒューストンでは、春の季節になれば、アゼリアトレイルというものが行われ、そのルートには、裁判所や市役所が組み込まれていた。裁判所

の入口左手には、インフォメーションが必ず設置されており、そこでは裁判所のグッズなどが販売されており、開かれた裁判所作りに力を入れているように感じた。ところが日本の裁判所は、たびたび来る機会があっても、なかなか分かりにくい。裁判所に権威が必要ということは理解しているが、インフォメーション機能を充実させることは必要ではないか。

民事調停制度は一般市民に身近な制度として意義があると思うのだが、現在の広報活動のあり方は若干違うのではないかと感じる。調停制度を一般市民に身近な制度として根付かせようと考えているのであれば、広報活動のあり方を考えるべきではないか。

医療の問題で裁判所の調停制度を利用するという機会はめったにない。私の経験でも40年間で1件だけである。ただ、比較的少額な案件については、民事調停をもっと利用してよいのではないかと思う。

- 近隣住民の問題では、昔ながらの共同体での繋がりで解決できる案件は、残念ながら現在は少なくなってきたし、そうは言っても権利や義務というだけでは明確に解決できないケースも増えてきている。

また、医事や建築のように専門的な問題であっても、過失や瑕疵を立証するのが非常に難しく、専門家の意見を聞いて鑑定書や意見書を書いてもらわなければならない場合、一旦調停を起こして専門家の意見を聞いてみるということも考えられるであろう。

当事者間の調整がうまくいかなかったが、裁判所の方から調停案が示され、いわゆる17条決定が出されたが、それに対して双方の当事者から異議も出されずに決着したという案件があった。十分、双方の意見を聞いてもらうことが前提ではあるが、最後に一応の司法の判断を示してもらうとそれなりに解決するという意味で、調停の有用性があるのではないかという意見がある。

- 本日は、我々も気づかなかった点について、数多くの有益な御意見を頂戴した。今後、本日出された意見を踏まえ、より一層民事調停制度が活用され

るよう取り組んでいきたい。

ウ 次回のテーマ

裁判所の広報活動について

エ 次回開催日

平成26年7月18日（金）

以 上